

令 7 介 保 第 3 9 1 5 号
令 和 7 年 1 0 月 6 日

指定介護サービス事業所 管理者 様

秋田市長 沼 谷 純
(公 印 省 略)

介護保険法に基づく集団指導の実施について（ご案内）

日頃から本市の介護事業の推進にご協力をいただき、お礼申し上げます。

介護給付等対象サービスの質の確保および保険給付の適正化を図ることを目的として、下記の通り集団指導（研修会）を実施します。

つきましては、ご多用のところ恐縮ですが、ご出席くださいますようご案内申し上げます。

記

- 1 実施日 令和 7 年 1 0 月 2 3 日（木）、2 4 日（金）
- 2 会 場 正庁（市役所本庁舎 5 階）
- 3 対象者 事業所の管理者（管理者が出席できない場合は代理出席可能）
会場の都合により各事業所 1 人までの出席としてください。

指 定 日	対 象 事 業 所
1 0 月 2 3 日（木） 1 0 : 0 0 ~ 1 1 : 0 0 （受付開始 9 : 3 0）	介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、 介護老人保健施設、 ○短期入所生活介護（併設型・空床型）、 ○短期入所療養介護 ※○が付いているサービス事業所は、一体的に運営している介護老人福祉施設や介護老人保健施設等の管理者が代表して出席することも可能です。
1 0 月 2 3 日（木） 1 4 : 0 0 ~ 1 5 : 0 0 （受付開始 1 3 : 3 0）	短期入所生活介護（単独型）

10月24日（金） 10：00～11：00 （受付開始 9：30）	訪問介護
---	------

※上記に記載が無いサービスは書面開催となります。

4 内 容（予定）

- （1）介護保険施設等指導監督実施方針について
- （2）介護報酬算定の留意事項について
- （3）その他

5 研修資料

10月16日（木）頃に秋田市ホームページに掲載します。
資料を掲載する際には別途連絡しますので、当日は、各自印刷して持参くださるようお願いします。

→秋田市介護保険課ホームページ「集団指導資料」

<https://www.city.akita.lg.jp/kurashi/kaigohoken/1006010/1009486/index.html>

6 駐車場について

市役所駐車場が混み合いますと市民サービスに支障が出ますので、お車の方は八橋第1駐車場（八橋第2球技場横）をご利用ください。公共交通機関のご利用、送迎および複数事業所での相乗り等のご協力もお願いいたします。当該駐車場のご案内については、別添資料をご確認ください。

担 当 秋田市福祉保健部介護保険課
企画・給付担当

TEL 888－5674

E-mail kaigo-jigyosho@city.akita.lg.jp